

新	旧	備考	差分
<h1 data-bbox="277 357 808 459">使用料規程</h1> <p data-bbox="353 655 734 683">平成13年10月26日届出</p> <ul data-bbox="277 703 808 1246" style="list-style-type: none"> 一部変更 平成14年 3月 1日届出 一部変更 平成15年 5月30日届出 一部変更 平成17年 8月18日届出 一部変更 平成18年 3月 2日届出 一部変更 平成18年 8月31日届出 一部変更 平成19年 4月13日届出 一部変更 平成19年11月29日届出 一部変更 平成20年 8月27日届出 一部変更 平成21年 5月28日届出 一部変更 平成24年11月29日届出 一部変更 平成25年 2月26日届出 一部変更 平成26年 2月27日届出 	<h1 data-bbox="1173 357 1704 459">使用料規程</h1> <p data-bbox="1249 655 1630 683">平成13年10月26日届出</p> <ul data-bbox="1173 703 1704 1198" style="list-style-type: none"> 一部変更 平成14年 3月 1日届出 一部変更 平成15年 5月30日届出 一部変更 平成17年 8月18日届出 一部変更 平成18年 3月 2日届出 一部変更 平成18年 8月31日届出 一部変更 平成19年 4月13日届出 一部変更 平成19年11月29日届出 一部変更 平成20年 8月27日届出 一部変更 平成21年 5月28日届出 一部変更 平成24年11月29日届出 一部変更 平成25年 2月26日届出 		<p data-bbox="2069 1214 2130 1241">追加</p>

<p>(業務用通信カラオケに関する利用許諾)</p> <p>第15条 業務用通信カラオケに関する利用許諾の使用料は、次の①及び②によりそれぞれ算出した金額を合算して得た金額に、消費税相当額を加算した額とする。本節において、使用料には複製（ただし、映像とともに複製される場合を除く）及び公衆送信に係るものを含むものとする。</p>	<p>(業務用通信カラオケに関する利用許諾)</p> <p>第15条 業務用通信カラオケに関する利用許諾の使用料は、次の①及び②によりそれぞれ算出した金額を合算して得た金額に、消費税相当額を加算した額とする。本節において、使用料には複製（ただし、映像とともに複製される場合を除く）及び公衆送信に係るものを含むものとする。</p>																																		
<p>①基本使用料</p> <p>(1) 基本使用料に関する包括的利用許諾契約を結ぶ場合 業務用通信カラオケ事業者が設定しているアクセスコード数(業務用通信カラオケにおいてそのリクエストのために1 データごとに付与しているコードの総数をいい、使用料の算出にあたっては当該コード数に97%を乗じた数をいう)によって1ヵ月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、下表より算出する額に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とする。</p>	<p>①基本使用料</p> <p>(1) 基本使用料に関する包括的利用許諾契約を結ぶ場合 業務用通信カラオケ事業者が設定しているアクセスコード数(業務用通信カラオケにおいてそのリクエストのために1 データごとに付与しているコードの総数をいい、使用料の算出にあたっては当該コード数に97%を乗じた数をいう)によって1ヵ月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、下表より算出する額に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とする。</p>																																		
<table border="1" data-bbox="116 970 981 1353"> <thead> <tr> <th>アクセスコード数</th> <th>月額使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500 コードまで</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,000 コードまで</td> <td>100,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,000 コードまで</td> <td>200,000 円</td> </tr> <tr> <td>3,000 コードまで</td> <td>300,000 円</td> </tr> <tr> <td>4,000 コードまで</td> <td>400,000 円</td> </tr> <tr> <td>5,000 コードまで</td> <td>600,000 円</td> </tr> <tr> <td>6,000 コードまで</td> <td>800,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	アクセスコード数	月額使用料	500 コードまで	50,000 円	1,000 コードまで	100,000 円	2,000 コードまで	200,000 円	3,000 コードまで	300,000 円	4,000 コードまで	400,000 円	5,000 コードまで	600,000 円	6,000 コードまで	800,000 円	<table border="1" data-bbox="1012 970 1877 1353"> <thead> <tr> <th>アクセスコード数</th> <th>月額使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500 コードまで</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,000 コードまで</td> <td>100,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,000 コードまで</td> <td>200,000 円</td> </tr> <tr> <td>3,000 コードまで</td> <td>300,000 円</td> </tr> <tr> <td>4,000 コードまで</td> <td>400,000 円</td> </tr> <tr> <td>5,000 コードまで</td> <td>600,000 円</td> </tr> <tr> <td>6,000 コードまで</td> <td>800,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	アクセスコード数	月額使用料	500 コードまで	50,000 円	1,000 コードまで	100,000 円	2,000 コードまで	200,000 円	3,000 コードまで	300,000 円	4,000 コードまで	400,000 円	5,000 コードまで	600,000 円	6,000 コードまで	800,000 円		
アクセスコード数	月額使用料																																		
500 コードまで	50,000 円																																		
1,000 コードまで	100,000 円																																		
2,000 コードまで	200,000 円																																		
3,000 コードまで	300,000 円																																		
4,000 コードまで	400,000 円																																		
5,000 コードまで	600,000 円																																		
6,000 コードまで	800,000 円																																		
アクセスコード数	月額使用料																																		
500 コードまで	50,000 円																																		
1,000 コードまで	100,000 円																																		
2,000 コードまで	200,000 円																																		
3,000 コードまで	300,000 円																																		
4,000 コードまで	400,000 円																																		
5,000 コードまで	600,000 円																																		
6,000 コードまで	800,000 円																																		

7,000 コードまで	1,000,000 円	7,000 コードまで	1,000,000 円		
8,000 コードまで	1,200,000 円	8,000 コードまで	1,200,000 円		
9,000 コードまで	1,400,000 円	9,000 コードまで	1,400,000 円		
10,000 コードまで	1,600,000 円	10,000 コードまで	1,600,000 円		
12,000 コードまで	1,800,000 円	12,000 コードまで	1,800,000 円		
14,000 コードまで	2,000,000 円	14,000 コードまで	2,000,000 円		
16,000 コードまで	2,200,000 円	16,000 コードまで	2,200,000 円		
18,000 コードまで	2,400,000 円	18,000 コードまで	2,400,000 円		
20,000 コードまで	2,600,000 円	20,000 コードまで	2,600,000 円		
20,000 コードを超える場合 2,000 コードまでを増すごと に加算する額	200,000 円	20,000 コードを超える場合 2,000 コードまでを増すごと に加算する額	200,000 円		
(2) (1) によらない場合 カラオケ施設、社交場等の事業者が利用できる状態 におかれている著作物の数によって1ヵ月ごとに 定めるものとし、その月額使用料は、著作物1曲に つき200円とする。		(2) (1) によらない場合 カラオケ施設、社交場等の事業者が利用できる状態 におかれている著作物の数によって1ヵ月ごとに 定めるものとし、その月額使用料は、再生されるべ き時間が5分までの著作物1曲につき200円と する。歌曲において楽曲に著作権がない場合又はそ の著作権が甲に管理委託されていない場合は、使用 料は1曲の使用料の6/12とする。歌曲において 歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とす る。			削除
②利用単位使用料 (1) 利用単位使用料に関する包括的利用許諾契約を結ぶ		②利用単位使用料 (1) 利用単位使用料に関する包括的利用許諾契約を結ぶ			

<p>場合 サーバ、端末機械等（以下名称を問わず「受信装置」という）1台につき1ヵ月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、情報料を課すべき受信装置1台あたりの月間の情報料の10%の額又は950円のいずれか多い額（情報料の14%の額が950円を下回る場合は、その額又は650円のいずれか多い額）に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とする。</p>	<p>場合 サーバ、端末機械等（以下名称を問わず「受信装置」という）1台につき1ヵ月ごとに定めるものとし、その月額使用料は、情報料を課すべき受信装置1台あたりの月間の情報料の10%の額又は950円のいずれか多い額（情報料の14%の額が950円を下回る場合は、その額又は650円のいずれか多い額）に利用者と協議の上定める率を乗じて得た額とする。</p>		
<p>(2) (1) によらない場合 業務用通信カラオケ事業者が、カラオケ施設、社交場等の事業所に設置された受信装置へのアクセスコードの入力に応じ、演奏に供する著作物を1曲1回提供する（公衆送信であるか複製物によるかを問わない）ごとに定めるものとし、その使用料は、著作物1曲につき3円とする。</p>	<p>(2) (1) によらない場合 業務用通信カラオケ事業者が、カラオケ施設、社交場等の事業所に設置された受信装置へのアクセスコードの入力に応じ、演奏に供する著作物を1曲1回提供する（公衆送信であるか複製物によるかを問わない）ごとに定めるものとし、その使用料は、再生されるべき時間が5分までの著作物1曲につき40円とする。歌曲において楽曲に著作権がない場合又はその著作権が甲に管理委託されていない場合は、使用料は1曲の使用料の6/12とする。歌曲において歌詞が甲に管理委託されていない場合も同様とする。</p>		<p>削除 変更</p>
	<p>2 1①(1)及び1②(1)の規定を適用する場合において、月間の利用単位使用料の総額の25%の額が月額基本使用料を下回る場合の月額基本使用料は、アクセスコード数にかかわらず、その利用単位使用料の総額の25%の額</p>		<p>削除</p>

<p>2 第1項に基づき算出された、月額基本使用料と月間の利用単位使用料の総額の合算額が50,000円を下回るときは、50,000円を当該月の使用料とする。</p> <p>3 1②(1)の規定の「情報料」とは、業務用通信カラオケを利用するにあたり受信先において通常支払うことが必要とされる受信等に伴う対価(消費税を含まないもの。いずれの名義をもってするかを問わない)をいう。</p> <p>4 情報料が不明の場合は、業務用通信カラオケ事業者が得る受信装置1台当たりの情報料収入(いずれの名義をもってするかを問わない)に170%を乗じた額を情報料とすることができる。</p> <p>5 1①(2)又は1②(2)の規定を適用する場合において、次のいずれかに該当するときは、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>① 歌曲において楽曲に著作権がない場合又は甲の管理外の場合は、1曲の使用料の6/12の額とする。</p> <p>② 歌曲において歌詞が甲の管理外の場合は、1曲の使用料の6/12の額とする。</p> <p>6 著作物の利用形態など特別の事情により本料率により難しい場合の使用料は、本料率の範囲内で、利用者と協議のうえ定めることができる。</p>	<p>とする。</p> <p>3 前項を適用する場合において、月額基本使用料と月間の利用単位使用料の総額の合算額が50,000円を下回るときは、50,000円を当該月の使用料とする。</p> <p>4 1②(1)の規定の「情報料」とは、業務用通信カラオケを利用するにあたり受信先において通常支払うことが必要とされる受信等に伴う対価(消費税を含まないもの。いずれの名義をもってするかを問わない)をいう。</p> <p>5 情報料が不明の場合は、業務用通信カラオケ事業者が得る受信装置1台当たりの情報料収入(いずれの名義をもってするかを問わない)に170%を乗じた額を情報料とすることができる。</p> <p>6 1①(2)又は1②(2)の規定を適用する場合において、次のいずれかに該当するときは、それぞれ次のとおりとする。</p> <p>① 再生されるべき時間が5分を超える場合は、5分までを超えるごとに、5分までの使用料に1①(2)の規定の場合は200円、1②(2)の規定の場合は40円をそれぞれ加算する。</p> <p>② 歌曲において楽曲に著作権がない場合又は甲の管理外の場合は、1曲の使用料の6/12の額とする。</p> <p>③ 歌曲において歌詞が甲の管理外の場合は、1曲の使用料の6/12の額とする。</p> <p>7 著作物の利用形態など特別の事情により本料率により難しい場合の使用料は、本料率の範囲内で、利用者と協議のうえ定めることができる。</p>		<p>変更</p> <p>削除</p> <p>変更</p>
--	--	--	-------------------------------

附則 本規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して30日を経た日以降（平成26年4月1日）から実施する。	附則 本規程は、文化庁長官が届出を受理した日から起算して30日を経た日以降（平成25年4月1日）から実施する。		変更
--	--	--	----